

十九八七	六五四	三二一	人基年〇 向づ財個財 務省告示第 三百八十八號 平成二十一年十二月等に關する省令(平成十四年規定期に個人向け債券の発行等)
払経利発発 込過率行行 み利価日 子格 の	振額最 替低 単額 位面 金	用振の法 等替條律 法項及の の適び根 適そ拠 号名稱及 及び記	一百額の定以 万二面振の下 円十金替適「平 三額機適用を 万で機関を受 円二百日は受 百四十銀行と 四千三億とす 九。そ規
(一) 年額平す額の振 え、各取扱機関は、次 に算式に記述した加 え、○面成るの記替 各・金二。整載法 ○額六十倍は規定 五百六年の記定 パ円年にセつ より払込金額に しめた加	一百額の定以 万二面振の下 円十金替適「平 三額機適用を 万で機関を受 円二百日は受 百四十銀行と 四千三億とす 九。そ規	一百額の定以 万二面振の下 円十金替適「平 三額機適用を 万で機関を受 円二百日は受 百四十銀行と 四千三億とす 九。そ規	一百額の定以 万二面振の下 円十金替適「平 三額機適用を 万で機関を受 円二百日は受 百四十銀行と 四千三億とす 九。そ規

金額を第十五号に規定する期
日に払い込むこととする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.05}{100} \times \frac{2}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十一・三一五を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十一 初期利子

期平たされた金額とし、次の算式により算出しが銀行休業日に支払う。ただし、支払額を支払う。ただし、支払額を支払う（以下、する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$$

十二

後第二期利息

每年五月十五日及び六月三十日以後、各支払期間に属する日を支払期とし、各支払期において毎年五月十五日及び六月三十日以前の日を支払う。

の	中	払	中	払	償	償
取	途	込	途	込	還	還
扱	換	場	換	場	期	期
い	金	所	金	所	日	日
金	額	限				

(一) 式 次 行 中 平 額 平
行 七 年 平 途 本 銀 成 二 十 九
年 十 一 月 本 换 行 の 本 店 又 是 支
月 十 五 日 途 的 銀 行 十 六 年 十 一
日 以 後 に お い て 月 十 七 日
に う こ と と し 、 そ の 買 取 金 額 は 、
ま ら で 平 成 二 十 七 年 十 一 月 十 五 日
に 由 り 区 分 に と し 、 そ れ ぞ れ の 算
ま で 平 成 二 十 八 年 五 月 五 日
に と し 、 そ れ ぞ れ の 算

す 生 に 第 る 個 入 に て の 出 る な に 相 当 す
る し 規 六 省 人 経 は と 端 し 金 お 留 ま る 金 額
へ な 定 十 令 向 過 一 し 数 、 額 、 が そ は 受 け 利 円
次 い す 八 (け 利 円 、 が そ は 受 け 利 円)
号 銘 る 号 平 国 子 と 一 生 の 入 経 は と 留 ま る 金 額
に 柄 受) 成 債 に す 円 じ 次 の 算 出 結 果 式 子
お に 入 第 十 の 相 る に た 合 式 子 に
い つ 経 四 四 発 当 。 滿 場 結 果 式 子
て い 過 条 年 行 す た た 合 式 子 に
同 利 第 財 等 だ な に に に
じ は 子 十 務 に 金 し い は 円 よ し
。 零 が 二 省 関 額 、 場 切 满 算 す
) と 発 項 令 す は 受 合 捨 满 算 す

$$\text{額} \times \frac{79.685}{100} \times 2 - \text{受入経過利子} = \text{受入経過利子に相当する金額}$$

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日

から発行日までの日数

365

(二) 平成二十八年五月十五日以後の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$

前号による取扱いのほか、個人
向け国債を有する者（相続税法

（昭和一十五年法律第七十三号）

十八 中途換金の特例

人月有た害八助るは十第十九六十七号法（昭和二十二年法律第二百五十二条）の区域又は当該市にあつて二人災害の行法律、又はその相続人が、死亡したと
きにはその相続人が、又はその相続人（特別区を含み、
居住する市町村（特別区を含み、
益者を含む。）が、死亡したと
きにはその相続人が、又はその相続人（特別区を含み、
地方自治法（昭和二十二年法律第二百五十二条）の区域又は当該市にあつて二人災害の行法律、又はその相続人（特別区を含み、
十すとが号法（昭和二十二年法律第二百五十二条）の区域又は当該市にあつて二人災害の行法律、又はその相続人（特別区を含み、
け国債がはしり、当該当救十おい市にあつて二人災害の行法律、又はその相続人（特別区を含み、
の中途換金も十向害行法律、又はその相続人（特別区を含み、
請求當年國かれ第災害百害とすす
すす個十債かる百害とすす
すす個一をつ災十救すす

買取金額は、次の区分に応じ、その算式により算出した。

(一) 平成二十七年五月十五日から平成二十七年十一月十五日前までの間の場合
額面金額 + 経過利子に相当する額 × $\frac{7.9 \cdot 685}{100}$ + 経過利子に相当する額 - 受入経過利子に相当する額

(二) 平成二十七年五月十五日前の額面金額 + 経過利子に相当する額 - 受入経過利子に相当する額